

## 「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書」の提言内容等に基づく 規則改正について（案）

平成 26 年 1 月 10 日  
日本証券業協会

### 1. 改正の趣旨

証券投資及び証券業界について国民に不信感を与えかねない事案が散見されたことを受け、証券界の信頼性向上のため実施すべき施策の一貫として、平成 24 年 12 月、自主規制会議の下に「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」を設置し、「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲の見直し等について検討を行い、その検討結果を「不都合行為者制度等エンフォースメントの整備について－不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書－」として、平成 25 年 6 月 18 日付で取りまとめ公表したところである。

今般、同報告書の提言内容等を踏まえ、「協会の従業員に関する規則」等の一部を改正することとする。

### 2. 改正の骨子

#### (1) 認定資料による審査を行う例外的な手続きの創設

協会員から事故顛末報告書が提出されない場合であっても、本協会が適当と認める資料（本協会が収集した証券取引等監視委員会の公表資料及び刑事裁判の確定判決に係る裁判資料等。以下「認定資料」という。）に基づき、本協会は、当該協会員の役職員の処分等に係る審査を行うことができることとする。（「協会の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 11 条第 4 項及び第 13 条第 3 項並びに「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 28 条第 4 項）

#### (2) 「不都合行為者の取扱い」の検討対象範囲の見直し

法令等違反行為を行った役職員が当該法令等違反行為時に所属する協会員を退職し又は当該協会員から解雇に相当する処分を受けていない場合であっても、当該協会員が金融商品取引法第 29 条又は第 33 条の 2 の登録を取り消された場合、かつ、当該役職員の行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものと本協会が認めたときは、決定により、当該役職員を「不都合行為者」として取り扱うこととする。（従業員規則第 12 条第 1 項）

(3) 役職員に関する処分等のあり方について

① 外務員の職務禁止措置等

協会の外務員又は協会と業務委託契約を締結する金融商品仲介業者の外務員並びに外務員でない協会の役職員（行政処分の対象外である役職員）が法令違反行為等を行ったと認められるときは、外務員登録処分（行政処分）に準じた取扱いとして、本協会は決定により当該外務員等に5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置を講ずることができることとする。

併せて、現行の外務員資格処分（自主規制処分）を外務員の職務を禁止する措置に統合し、外務員登録処分が行われる場合には当該措置を講じないこととする。

（「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条第1項及び第6項並びに金融商品仲介業規則第29条第1項）

② 内部管理責任者等の配置禁止措置等

協会の営業責任者及び内部管理責任者（以下「内部管理責任者等」という。）が自ら法令等違反行為を行ったとき又はその責務を十分果たしていなかったと認められるときは、上記①の外務員の職務を禁止する措置と平仄を合わせ、5年以内の期間を定めて内部管理責任者等として任命し、配置することを禁止する措置を講ずることができることとする。

併せて、現行の内部管理責任者等の資格処分（自主規制処分）を内部管理責任者等の配置を禁止する措置に統合し、協会は、当該措置を受けた者について、内部管理統括責任者及び内部管理統括補助責任者に定めてはならないものとする。

（「協会の内部管理責任者等に関する規則」第3条第7項、第6条第9項、第17条及び第18条）

(4) 法令等違反行為を行った役職員への対応等

協会は、採用しようとする者の審査において、処分等を受けた者であることが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に係る研修等を行うものとする。（従業員規則第3条の2）

また、協会と業務委託契約を締結する金融商品仲介業者又はその役職員で外務員登録する者においても同様とする。（金融商品仲介業規則第3条の2）

(5) その他所要の整備

その他、所要の整備を図ることとする。

### 3. 施行の時期

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### パブリック・コメントの募集スケジュール等

##### (1) 募集期間及び提出方法

###### ① 募集期間：

平成 26 年 1 月 10 日(金)から平成 26 年 2 月 7 日(金)17:00 まで(必着)

###### ② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

##### (2) 意見の記入要領

件名を「『不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書』の提言内容等に基づく規則改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

###### ① 氏名又は名称

###### ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

###### ③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

###### ④ 意見の該当箇所

###### ⑤ 意見

###### ⑥ 理由

#### ○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 規律審査部 (TEL. 03-3667-8475)

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 1 月 10 日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p>（定 義）</p> <p><b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1            〽 （ 現 行 〽 ）</p> <p>6</p> <p><u>7 金融商品仲介業者</u>            定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業者をいう。</p> <p><u>8 個人金融商品仲介業者</u>            「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 3 条の 2 に規定する個人金融商品仲介業者をいう。</p> <p>（法令等違反行為を行った従業員への対応等）</p> <p><b>第 3 条の 2</b> 協会員は、第 3 条に規定する審査において、採用しようとする者が、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第 13 条若しくは金融商品仲介業規則第 23 条若しくは「協会の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内部管理責任者規則」という。）第 8 条第 4 項に規定する者であること又はこの規則第 12 条第 1 項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの決定を受けた者であったことが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に係る研修等を行うものとする。</p> <p>（本協会への照会）</p> <p><b>第 5 条</b> 協会員は、他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は現に他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者を採用しようとする場合は、第 12 条第 1 項に規定する一級不都合</p>	<p>（定 義）</p> <p><b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1            〽 （ 省 略 ）</p> <p>6            （ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（本協会への照会）</p> <p><b>第 5 条</b> 協会員は、他の協会の従業員、金融商品仲介業者（<u>定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。</u>）若しくはその外務員であった者又は現に他の協会の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であ</p>

改正案	現 行
<p>行為者としての取扱いについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>2 協会員は、過去5年間のいずれかの時点において他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は現に他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者を採用しようとする場合は、<u>第5項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分</u>について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>3・4 ( 現行どおり )</p> <p>5 本協会は、第2項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる<u>取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</u></p> <p>1・2 ( 現行どおり )</p> <p>3 <u>外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定</u> (同条第6項において準用する場合を含む。)</p> <p>4 <u>金融商品仲介業規則第29条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定</u></p> <p>5 <u>内部管理責任者規則第17条第1項又は第18条第1項の規定による営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置に係る決定</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第7条 ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>る者を採用しようとする場合は、第12条第1項に規定する一級不都合行為者としての取扱いについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>2 協会員は、過去5年間のいずれかの時点において他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員であった者又は現に他の協会員の従業員、金融商品仲介業者若しくはその外務員である者を採用しようとする場合は、<u>第12条第1項に規定する二級不都合行為者としての取扱い及び処分</u>について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>3・4 ( 省 略 )</p> <p>5 本協会は、第2項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる<u>本協会による取扱いの決定及び処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</u></p> <p>1・2 ( 省 略 )</p> <p>3 「<u>協会員の外務員の資格、登録等に関する規則</u>」(以下「外務員規則」という。)第6条第1項又は第2項の規定による<u>外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分</u></p> <p>4 「<u>金融商品仲介業者に関する規則</u>」(以下「金融商品仲介業規則」という。)第29条第1項又は第2項の規定による<u>外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分</u></p> <p>5 「<u>協会員の内部管理責任者等に関する規則</u>」(以下「内部管理責任者規則」という。)第17条第1項又は第18条第1項の規定による<u>営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第7条 ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p>

改正案	現 行
<p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 16 条の 5 で規定する取引を除く。以下次号及び第 3 号において同じ。）、有価証券関連デリバティブ取引（定款第 3 条第 7 号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は特定店頭デリバティブ取引（定款第 3 条第 7 号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）につき、当該有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第 3 号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>2  （ 現行どおり ）</p> <p>26</p>	<p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 16 条の 5 で定める取引を除く。以下次号及び第 3 号において同じ。）、有価証券関連デリバティブ取引（定款第 3 条第 7 号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は特定店頭デリバティブ取引（定款第 3 条第 7 号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）につき、当該有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第 3 号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>2  （ 省 略 ）</p> <p>26</p>

改 正 案	現 行
<p>27 C F D取引契約（「C F D取引に関する規則」第3条第3号に規定するC F D取引契約（同条第4号に規定する店頭C F D取引契約を除く。）をいう。以下同じ。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること。</p> <p>28・29 （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>（ 審 査 ）</b></p> <p><b>第 11 条</b> （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>2・3</b> （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>4</b> <u>本協会は、前条に規定する事故顛末報告書によるほか、本協会が適当と認める資料（以下「認定資料」という。）に基づき、第1項に規定する審査を行うことができる。</u></p> <p><b>（不都合行為者の取扱い）</b></p> <p><b>第 12 条</b> 本協会は、前条の規定により審査した結果、当該従業員等が退職し若しくは当該協会員から解雇に相当する社内処分を受けた者又は<u>金商法第29条若しくは第33条の2の登録を取り消された協会員の従業員</u>で、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものと認めるときは、決定により、当該従業員等を不都合行為者として取り扱うこととし、外務員規則に規定する外務員資格並びに内部管理責任者規則に規定する営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取り消す。このうち、金融商品取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者を一級不都合行為者として、その他の者を二級不都合行為者として、それぞれ取り扱う。</p> <p><b>2</b> （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>（弁明の手続）</b></p> <p><b>第 13 条</b> （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>2</b> （ 現 行 ど お り ）</p>	<p>27 C F D取引契約（C F D取引に関する規則第3条第3号に規定するC F D取引契約（同条第4号に規定する店頭C F D取引契約を除く。）をいう。以下同じ。）の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること。</p> <p>28・29 （ 省 略 ）</p> <p><b>（ 審 査 ）</b></p> <p><b>第 11 条</b> （ 省 略 ）</p> <p><b>2・3</b> （ 省 略 ）</p> <p style="text-align: right;">（ 新 設 ）</p> <p><b>（不都合行為者の取扱い）</b></p> <p><b>第 12 条</b> 本協会は、前条の規定により<u>事故顛末報告書</u>を審査した結果、当該従業員等が退職し又は当該協会員より解雇に相当する社内処分を受けた者で、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものと認めるときは、決定により、当該従業員等を不都合行為者として取り扱うこととし、外務員規則に規定する外務員資格並びに内部管理責任者規則に規定する営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取り消す。このうち、金融商品取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者を一級不都合行為者として、その他の者を二級不都合行為者として、それぞれ取り扱う。</p> <p><b>2</b> （ 省 略 ）</p> <p><b>（弁明の手続）</b></p> <p><b>第 13 条</b> （ 省 略 ）</p> <p><b>2</b> （ 省 略 ）</p>

改正案	現 行
<p><b>3</b> <u>第 11 条に規定する審査を同条第 4 項に規定する認定資料により行った場合の弁明手続きにおいては、不都合行為者として取り扱おうとする場合における弁明の手続を行うときは、次の各号に掲げる従業員等の区分に応じ当該各号に掲げる協会員を提出協会員とみなす。</u></p> <p>1 <u>当該従業員等が当該事故が発生した際に所属していた協会員を退職し又は当該協会員より解雇に相当する社内処分を受けている場合</u> <u>当該事故発生時に所属していた協会員</u></p> <p>2 <u>当該従業員等が金商法第 29 条又は第 33 条の 2 の登録を取り消された協会員に所属していた場合</u> <u>当該協会員</u></p> <p><b>(不都合行為者決定通知)</b></p> <p><b>第 13 条の 2</b> 本協会は、前条第 1 項の手續に係る従業員等を不都合行為者として取り扱うことを決定した場合又は取り扱わないことを決定した場合は、遅滞なく、その旨を当該従業員等及び提出協会員（従業員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときにあつては、当該他の協会員を含む。第 13 条の 6 第 1 項において同じ。）に通知する。</p> <p><b>(協会の役員に対する準用)</b></p> <p><b>第 17 条</b> <u>第 3 条の 2、第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条及び第 7 条から第 16 条までの規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、店頭デリバ</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p><b>(不都合行為者決定通知)</b></p> <p><b>第 13 条の 2</b> 本協会は、前条第 1 項の手續に係る従業員等を不都合行為者として取り扱うことを決定した場合又は取り扱わないことを決定した場合は、遅滞なく、その旨を当該従業員等及び提出協会員（従業員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（<u>金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。</u>）となっているときにあつては、当該他の協会員を含む。<u>以下第 13 条の 6 第 1 項において同じ。</u>）に通知する。</p> <p><b>(協会の役員に対する準用)</b></p> <p><b>第 17 条</b> 第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条並びに第 7 条から第 16 条までの規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、店頭デリバティブ取引会員の</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="172 250 785 376">           イブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。         </p> <p data-bbox="389 439 536 470" style="text-align: center;"> <b>付 則</b> </p> <p data-bbox="150 488 785 703"> <b>1</b> この改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第11条第4項及び第13条第3項については、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生した事故に係るものについても適用する。         </p> <p data-bbox="150 721 785 936"> <b>2</b> 施行日から起算して5年を経過するまでの間は、第5条第5項に規定する協会員に対する回答内容には、当該回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる処分の有無及びその概要を含む。         </p> <p data-bbox="175 954 785 1124"> <b>1</b> 施行日前に決定された改正前の外務員規則第6条第1項の規定又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定による外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分         </p> <p data-bbox="175 1142 785 1391"> <b>2</b> 施行日前に決定された改正前の内部管理責任者規則第17条第1項又は第18条第1項の規定による営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分         </p>	<p data-bbox="836 250 1449 376">           特定店頭デリバティブ取引等に係る業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。         </p>

**「協会の従業員に関する規則」第4章に規定する不都合行為者の取扱いに係る手続に関する細則」の一部改正について（案）**

平成 26 年 1 月 10 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（定 義）</b></p> <p><b>第 2 条</b> この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1            〽 （ 現行どおり ）</p> <p>5</p> <p>6 提出協会員            従業員等の不都合行為者としての取扱いの原因となる事故に関して規則第 10 条に規定する事故顛末報告書を提出した協会員又は規則第 13 条第 3 項に規定する協会員をいう。</p> <p>7            〽 （ 現行どおり ）</p> <p><b>（弁明通知書）</b></p> <p><b>第 3 条</b> （ 現行どおり ）</p> <p><b>2</b> 前項の弁明通知書においては、次に掲げる事項を教示する。</p> <p>1・2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 当事者は、弁明の手続が終結する時までの間、当該弁明の手続に係る事案に関する規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書又は規則第 11 条第 4 項に規定する認定資料及びその添付書類並びに規則第 11 条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができること。</p> <p><b>（弁明書等の提出）</b></p> <p><b>第 4 条</b> （ 現行どおり ）</p> <p>1・2 （ 現行どおり ）</p> <p><b>2</b> 前条の通知が従業員等に到達しなかった場合において、<u>当該従業員等</u>が、自らが不都合行為者としての取扱いが予定されていることを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員</p>	<p><b>（定 義）</b></p> <p><b>第 2 条</b> この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1            〽 （ 省 略 ）</p> <p>5</p> <p>6 提出協会員            従業員等の不都合行為者としての取扱いの原因となる事故に関して規則第 10 条に規定する事故顛末報告書を提出した協会員をいう。</p> <p>7            〽 （ 省 略 ）</p> <p><b>（弁明通知書）</b></p> <p><b>第 3 条</b> （ 省 略 ）</p> <p><b>2</b> 前項の弁明通知書においては、次に掲げる事項を教示する。</p> <p>1・2 （ 省 略 ）</p> <p>3 当事者は、弁明の手続が終結する時までの間、当該弁明の手続に係る事案に関する規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書及びその添付書類並びに規則第 11 条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができること。</p> <p><b>（弁明書等の提出）</b></p> <p><b>第 4 条</b> （ 省 略 ）</p> <p>1・2 （ 省 略 ）</p> <p><b>2</b> 前条の通知が従業員等に到達しなかった場合において、<u>当該従業員</u>が、自らが不都合行為者としての取扱いとなったことを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員に到達した</p>

改正案	現 行
<p>に到達した日から 30 日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から 60 日）以内に、本協会に弁明書を提出することができる。</p> <p>3 ( 現行どおり )</p>	<p>日から 30 日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から 60 日）以内に、本協会に弁明書を提出することができる。</p> <p>3 ( 省 略 )</p>
<p><b>(文書等の閲覧)</b></p> <p><b>第 8 条</b> 当事者は、弁明の手續が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手續に係る事案に関する規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書又は規則第 11 条第 4 項に規定する認定資料及びその添付書類並びに規則第 11 条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>2・3 ( 現行どおり )</p>	<p><b>(文書等の閲覧)</b></p> <p><b>第 8 条</b> 当事者は、弁明の手續が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手續に係る事案に関する規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書及びその添付書類並びに規則第 11 条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>2・3 ( 省 略 )</p>
<p><b>(不都合行為者決定通知書)</b></p> <p><b>第 15 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>1        ㄱ ( 現行どおり )        4</p> <p>2 前項の不都合行為者決定通知書においては、次に掲げる事項を教示する。</p> <p>1 当事者は、不都合行為者決定の内容について、通知が到達した日から 14 日以内に、定款第 76 条の 3 に規定する不服審査会に不服の申立てができること。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 通知が従業員等に到達しなかった場合において、当該従業員等が、自らが不都合行為者として取り扱われることとなったことを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員に到達した日から 30 日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から</p>	<p><b>(不都合行為者決定通知書)</b></p> <p><b>第 15 条</b> ( 省 略 )</p> <p>1        ㄱ ( 省 略 )        4</p> <p>2 前項の不都合行為者決定通知書においては、次に掲げる事項を教示する。</p> <p>1 当事者は、不都合行為者決定の内容について、通知が到達した日から 14 日以内に、定款 76 条の 3 に規定する不服審査会に不服の申立てができること。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 通知が従業員等に到達しなかった場合において、当該従業員等が、自らが不都合行為者としての取扱いとなったことを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員に到達した日から 30 日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から 60 日）以</p>

改 正 案	現 行
<p>60 日) 以内に、不服審査会に不服の申立てを行うことができること。</p> <p><b>3</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>(再弁明の手続)</b></p> <p><b>第 20 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>1          ㄱ ( 現行どおり )          6</p> <p><b>2</b> 前項の通知においては、当事者は、再弁明の手続が終結する時までの間、当該再弁明の手続に係る事案に関する規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書又は規則第 11 条第 4 項に規定する認定資料及びその添付書類並びに規則第 11 条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができることを教示する。</p> <p><b>3</b> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 6 号、第 3 条第 2 項第 3 号、第 8 条第 1 項及び第 20 条第 2 項については、この改正の施行の前日に発生した事故に係るものについても適用する。</p>	<p>内に、不服審査会に不服の申立てを行うことができること。</p> <p><b>3</b> ( 省 略 )</p> <p><b>(再弁明の手続)</b></p> <p><b>第 20 条</b> ( 省 略 )</p> <p>1          ㄱ ( 省 略 )          6</p> <p><b>2</b> 前項の通知においては、当事者は、再弁明の手続が終結する時までの間、当該再弁明の手続に係る事案に関する規則第 10 条第 1 項に規定する事故顛末報告書及びその添付書類並びに規則第 11 条第 2 項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができることを教示する。</p> <p><b>3</b> ( 省 略 )</p>

**「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）**

平成 26 年 1 月 10 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b><u>（法令等違反行為を行った外務員への対応等）</u></b></p> <p><b>第 3 条の 2</b> <u>協会員は、金融商品仲介業者において外務員の登録を受けようとする者又は個人である金融商品仲介業者（以下「個人金融商品仲介業者」という。）が、第 23 条若しくは「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第 13 条若しくは「協会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内部管理責任者規則」という。）第 8 条第 4 項に規定する者であること又は「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 12 条第 1 項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの決定を受けた者であったことが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に係る研修等を行わせ、又は自らの研修等に受講させるものとする。</u></p> <p><b><u>（金融商品仲介業に係る業務委託契約の締結）</u></b></p> <p><b>第 4 条</b> 協会員は、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結するときは、当該委託契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>1・2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 本協会が協会員に対し、<u>個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業者の外務員に係る処分又は第 29 条第 1 項に規定する外務員の職務を禁止する措置（以下「外務員の職務禁止措置」という。）を行った場合には、当該個人金融商品仲介業者又は当該外務員はその処分又は措置に従うこと。</u></p> <p>4・5 （ 現行どおり ）</p>	<p align="center">（ 新 設 ）</p> <p><b><u>（金融商品仲介業に係る業務委託契約の締結）</u></b></p> <p><b>第 4 条</b> 協会員は、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結するときは、当該委託契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>1・2 （ 省 略 ）</p> <p>3 本協会が協会員に対し、<u>個人である金融商品仲介業者（以下「個人金融商品仲介業者」という。）又は金融商品仲介業者の外務員に係る処分を行った場合には、当該個人金融商品仲介業者又は当該外務員はその処分に従うこと。</u></p> <p>4・5 （ 省 略 ）</p>

改正案	現行
<p><b>(金融商品仲介業者の顧客管理体制の整備、社内規則の制定及び内部管理等)</b></p> <p><b>第 7 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 協会員は、内部管理責任者規則に規定する内部管理責任者に、金融商品仲介業者の業務が法令等に準拠し、適正に遂行されているかを監査する等適切に管理させなければならない。</p> <p><b>(本協会への照会)</b></p> <p><b>第 15 条</b> 協会員は、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結しようとする者（個人に限る。）及び金融商品仲介業者において外務員の登録を受けようとする者（以下この条において「<u>当該照会に係る者</u>」という。）に関して、<u>従業員規則第 12 条第 1 項の規定による一級不都合行為者としての取扱いについて</u>、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>2 協会員は、<u>当該照会に係る者に関して</u>、最近 5 年間における第 4 項各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分について、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>3 本協会は、第 1 項の規定により照会を受けたときは、<u>当該照会に係る者について</u>、一級不都合行為者としての取扱いの決定の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</p> <p>4 本協会は、第 2 項の規定により照会を受けたときは、<u>当該照会に係る者について</u>、回答を行う日前 5 年間における次の各号に掲げる本協会による<u>取扱い及び措置に係る決定並びに処分</u>の有無</p>	<p><b>(金融商品仲介業者の顧客管理体制の整備、社内規則の制定及び内部管理等)</b></p> <p><b>第 7 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 協会員は、「<u>協会の内部管理責任者等に関する規則</u>」（以下「<u>内部管理責任者規則</u>」という。）に規定する内部管理責任者に、金融商品仲介業者の業務が法令等に準拠し、適正に遂行されているかを監査する等適切に管理させなければならない。</p> <p><b>(本協会への照会)</b></p> <p><b>第 15 条</b> 協会員は、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結しようとする者（個人に限る。）及び金融商品仲介業者において外務員の登録を受けようとする者（以下この条において「<u>被照会者</u>」という。）について、「<u>協会の従業員に関する規則</u>」（以下「<u>従業員規則</u>」という。）第 12 条第 1 項の規定による一級不都合行為者としての取扱いを受けているかどうかを、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>2 協会員は、<u>被照会者について</u>、最近 5 年間に<u>従業員規則第 12 条第 1 項の規定による二級不都合行為者としての取扱い及び処分を受けているかどうかを</u>、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>3 本協会は、第 1 項の規定により照会を受けたときは、<u>被照会者について</u>、一級不都合行為者としての取扱いの決定の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</p> <p>4 本協会は、第 2 項の規定により照会を受けたときは、<u>被照会者について</u>、回答を行う日前 5 年間における次の各号に掲げる本協会による<u>取扱いの決定及び処分</u>の有無及びその概要を、遅滞な</p>

改正案	現行
<p>及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</p> <p>1 金商法第 64 条の 5 第 1 項（<u>同法第 66 条の 25</u>において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分</p> <p>2 第 29 条第 1 項の規定による<u>外務員の職務禁止措置に係る決定</u></p> <p>3 従業員規則第 12 条第 1 項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの<u>決定</u></p> <p>4 <u>外務員規則第 6 条第 1 項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定</u>（同条第 6 項において準用する場合を含む。）</p> <p>5 内部管理責任者規則第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による<u>営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置に係る決定</u></p>	<p>く、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</p> <p>1 金商法第 64 条の 5 第 1 項（<u>金商法第 66 条の 25</u>において準用する場合を含む。）の規定による外務員の登録を取り消し又は職務の停止を命ずる処分</p> <p>2 第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による<u>外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分</u></p> <p>3 従業員規則第 12 条第 1 項の規定による二級不都合行為者としての取扱い</p> <p>4 「<u>協会員の外務員の資格、登録等に関する規則</u>」（以下「外務員規則」という。）第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による<u>外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分</u></p> <p>5 内部管理責任者規則第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による<u>営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分</u></p>
<p><b>（資格試験の受験）</b></p> <p><b>第 18 条</b> <u>協会員</u>は、金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人又は金融商品仲介業者が役員として選任しようとする者若しくは使用人として採用しようとする者に、「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 3 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる資格試験（以下「資格試験」という。）を受験させようとするときは、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名等について所定の方法によりあらかじめ本協会に届け出を行い、本協会の確認を得るものとする。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p><b>（資格試験の受験）</b></p> <p><b>第 18 条</b> <u>会員及び特別会員</u>は、金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人又は金融商品仲介業者が役員として選任しようとする者若しくは使用人として採用しようとする者に、「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 3 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる資格試験（以下「資格試験」という。）を受験させようとするときは、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名等について所定の方法によりあらかじめ本協会に届け出を行い、本協会の確認を得るものとする。</p> <p>2 ( 省 略 )</p>

改正案	現行
<p><b>(資格更新研修の受講等)</b></p> <p><b>第 19 条</b> <u>協会員</u>は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員について、次の各号に定める期間（以下この条において「受講義務期間」という。）内に修了するように、外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外務員登録を受けた日後 180 日以内</li> <li>2 外務員登録を受けた日から 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内</li> </ol> <p><b>2</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>3</b> 本協会は、受講義務期間内に資格更新研修を修了しなかった個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員について、当該期間の最終日（第 5 項において「受講義務期限」という。）の翌日に当該者のすべての外務員資格の効力を停止し、その旨を<u>協会員</u>を通じて金融商品仲介業者に通知する。</p> <p><b>4</b> <u>協会員</u>は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該停止が解除されるまでの間は、外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p><b>5</b> <u>協会員</u>は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員のうち、第 3 項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該受講義務期限の翌日から 180 日までの間（以下この条において「猶予期間」という。）に修了するように、資格更新研修を受講させるよう努めなければならない。</p> <p><b>6</b> 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その旨を<u>協会員</u>を通じて金融商品仲介業者に通知する。</p> <p><b>7</b> 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場</p>	<p><b>(資格更新研修の受講等)</b></p> <p><b>第 19 条</b> <u>会員及び特別会員</u>は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員について、次の各号に定める期間（以下この条において「受講義務期間」という。）内に修了するように、外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外務員登録を受けた日後 180 日以内</li> <li>2 外務員登録を受けた日から 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内</li> </ol> <p><b>2</b> ( 省 略 )</p> <p><b>3</b> 本協会は、受講義務期間内に資格更新研修を修了しなかった個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員について、当該期間の最終日（第 5 項において「受講義務期限」という。）の翌日に当該者のすべての外務員資格の効力を停止し、その旨を<u>会員又は特別会員</u>を通じて金融商品仲介業者に通知する。</p> <p><b>4</b> <u>会員及び特別会員</u>は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該停止が解除されるまでの間は、外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p><b>5</b> <u>会員及び特別会員</u>は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員のうち、第 3 項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該受講義務期限の翌日から 180 日までの間（以下この条において「猶予期間」という。）に修了するように、資格更新研修を受講させるよう努めなければならない。</p> <p><b>6</b> 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その旨を<u>会員又は特別会員</u>を通じて金融商品仲介業者に通知する。</p> <p><b>7</b> 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場</p>

改 正 案	現 行
<p>合を含む。)について、猶予期間の最終日の翌日にすべての外務員資格を取り消し、その旨を協会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。</p>	<p>合を含む。)について、猶予期間の最終日の翌日にすべての外務員資格を取り消し、その旨を会員又は特別会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。</p>
<p>8 〈 ( 現行どおり )</p>	<p>8 〈 ( 省 略 )</p>
<p>10</p>	<p>10</p>
<p><b>(金融商品仲介業者の外務員についての処分内容の公表)</b></p>	<p><b>(金融商品仲介業者の外務員についての処分内容の公表)</b></p>
<p><b>第 22 条</b> 本協会は、前条第 1 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。</p>	<p><b>第 22 条</b> 本協会は、前条第 1 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。</p>
<p>1 公表対象 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、<u>勧告(外務員に係るものに限る。)</u>を行ったもの</p>	<p>1 公表対象 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、<u>勧告を行ったもの</u></p>
<p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>2 ( 省 略 )</p>
<p><b>(外務員の職務停止処分者等の研修)</b></p>	<p><b>(外務員の職務停止処分者等の研修)</b></p>
<p><b>第 23 条</b> 協会員は、<u>第 29 条第 1 項に規定する外務員の職務禁止措置者並びに金商法第 66 条の 20 第 1 項の規定により金融商品仲介業者の業務停止処分を受けた個人金融商品仲介業者及び同法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定により金融商品仲介業者の外務員の職務停止処分を受けた者(以下「外務員の職務停止処分者」という。)</u>について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p>	<p><b>第 23 条</b> 協会員は、金商法第 66 条の 20 第 1 項の規定により金融商品仲介業者の業務停止処分を受けた個人金融商品仲介業者及び同法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定により金融商品仲介業者の外務員の職務停止処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p>
<p><b>(審 査)</b></p>	<p><b>(審 査)</b></p>
<p><b>第 28 条</b> ( 現行どおり )</p>	<p><b>第 28 条</b> ( 省 略 )</p>
<p><b>2・3</b> ( 現行どおり )</p>	<p><b>2・3</b> ( 省 略 )</p>

改正案	現 行
<p><u>4 本協会は、前条に規定する事故顛末報告書によるほか、本協会が適当と認める資料（以下「認定資料」という。）に基づき、第1項に規定する審査を行うことができる。</u></p> <p><b>（外務員の職務禁止措置）</b></p> <p><b>第 29 条</b> 本協会は、前条の規定により審査した結果、<u>個人金融商品仲介業者（個人金融商品仲介業者であった者を含む。以下同じ。）</u>が金融商品仲介業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときその他金融商品仲介業に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき又は<u>金融商品仲介業者の外務員（金融商品仲介業者の外務員であった者を含む。以下同じ。）</u>が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、<u>決定により、当該行為時に当該個人金融商品仲介業者又は外務員が所属していた金融商品仲介業者と業務委託契約を締結していた協会員に対し当該個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務禁止措置を講ずる。ただし、本協会が金商法第66条の25において準用する同法第64条の5第1項の規定による金融商品仲介業者の外務員の処分を行う場合については、この限りでない。</u></p> <p><b>2</b> <u>前項又は外務員規則第6条第1項の規定により次の各号に掲げる期間の、外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）が、その決定を受けた日から5年以内に、当該各号に掲げる場合に該当したときは、外務員の職務禁止措置の期間は5年間とする。</u></p> <p>1 <u>1月を超える期間 再度1月を超える外務</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p><b>（外務員資格の取消し、停止処分）</b></p> <p><b>第 29 条</b> 本協会は、前条の規定により<u>協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、個人金融商品仲介業者若しくは個人金融商品仲介業者であった者が金融商品仲介業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときその他金融商品仲介業に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき又は金融商品仲介業者の外務員若しくは外務員であった者が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、当該者の外務員資格（外務員規則第4条に規定するすべての外務員資格をいう。次項において同じ。）を取り消す処分（以下「外務員資格取消処分」という。）又は2年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止する処分（以下「外務員資格停止処分」という。）を行う。</u></p> <p><b>2</b> <u>本協会は、前項又は外務員規則第6条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該者につき外務員資格取消処分を行う。</u></p> <p>1 <u>1月を超える期間の外務員資格停止処分を</u></p>

改正案	現行
<p>員の職務禁止措置に相当する事由が生じた場合</p>	<p>受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度その外務員資格の効力の停止期間が1月を超える外務員資格停止処分に相当する事由が生じたとき。</p>
<p>2 <u>1日以上の期間 再度外務員の職務禁止措置に係る決定を受け、かつ、当該措置期間中にさらに外務員の職務禁止措置に相当する事由が生じた場合</u></p>	<p>2 <u>外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度外務員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中にさらに外務員資格停止処分に相当する事由が生じたとき。</u></p>
<p>3 本協会は、<u>第1項の規定により外務員の職務禁止措置に係る決定</u>を行ったときは、遅滞なく、その旨を第27条の事故顛末報告書を提出した協会員を通じて当該事故顛末報告書に係る金融商品仲介業者に通知する。この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p>	<p>3 本協会は、<u>前2項の規定により外務員資格処分（外務員資格取消処分及び外務員資格停止処分をいう。以下同じ。）</u>を行ったときは、遅滞なく、その旨を第27条の事故顛末報告書を提出した協会員を通じて当該事故顛末報告書に係る金融商品仲介業者に通知する。この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p>
<p>4 ( 現行どおり )</p>	<p>4 ( 省 略 )</p>
<p>( 削 る )</p>	<p>5 <u>協会員は、第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。</u></p>
<p>5 本協会は、<u>第1項の規定による外務員の職務禁止措置を講じようとするときは、第27条の事故顛末報告書を提出した協会員に当該外務員の職務禁止措置の内容及び根拠となる法令等の条項並びにその原因となる事実を通知し、確認を行う。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p>6 <u>前5項の規定は、前条第4項に規定する認定資料により個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員につき外務員の職務禁止措置に係る決定の審査を行おうとする場合において、当該個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者</u></p>	<p>( 新 設 )</p>

改正案	現行
<p><u>が所属する協会員（当該外務員の職務禁止措置の原因となる事故が発生した際に所属する協会員に限る。）を事故顛末報告書を提出した協会員とみなして、この規則の規定を適用する。</u></p> <p><b>（処分者等の外務員の職務の禁止）</b></p> <p><b>第 29 条の 2</b> 協会員は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者に<u>外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><b>2</b> 協会員は、金商法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消された者又は従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者に、その決定を受けた日から 5 年間は、<u>外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><b>3</b> 協会員は、<u>外務員の職務停止処分者若しくは外務員規則第 11 条第 1 項に規定する外務員の職務の停止の処分を受けた者又は前条第 1 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項の規定による外務員の職務禁止措置者に、当該処分又は措置期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><b>（外務員の職務禁止措置者の名簿）</b></p> <p><b>第 29 条の 3</b> 本協会は、<u>外務員の職務禁止措置者</u></p>	<p><b>（処分者等の外務員の職務の禁止）</b></p> <p><b>第 29 条の 2</b> 協会員は、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者が<u>外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p><b>2</b> 協会員は、金商法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消された者、<u>前条第 1 項若しくは第 2 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により外務員資格取消処分を受けた者（外務員規則第 6 条の 5 第 1 項又は第 29 条の 5 第 1 項の規定により外務員資格処分を解除された者を除く。）</u>又は従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者が、その決定を受けた日から 5 年間は、<u>外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p><b>3</b> 協会員は、<u>金商法第 64 条の 5 第 1 項（同法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）の規定により外務員の職務の停止を命じられた者又は前条第 1 項若しくは外務員規則第 6 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者（外務員規則第 6 条の 5 第 1 項又は第 29 条の 5 第 1 項の規定により外務員資格処分を解除された者を除く。）</u>が、その職務の停止期間中又は資格の効力の停止期間中は、<u>外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p><b>（外務員資格処分者名簿）</b></p> <p><b>第 29 条の 3</b> 本協会は、<u>外務員資格処分を受けた</u></p>

改正案	現行
<p>の氏名、性別、生年月日、当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を外務員の職務禁止措置者名簿（外務員規則第6条の3に規定する名簿をいう。以下同じ。）に記載する。</p>	<p>者（以下「外務員資格処分者」という。）の氏名、性別、生年月日、当該外務員資格処分者に係る外務員資格処分を行う原因となった行為の内容、当該外務員資格処分の内容及び当該外務員資格処分の決定日その他必要と認める事項を外務員資格処分者名簿（外務員規則第6条の3に規定する名簿をいう。以下同じ。）に記載する。</p>
<p><b>（外務員の職務禁止措置の解除の申請）</b></p> <p><b>第29条の4</b> 協会員は、<u>外務員の職務禁止措置者</u>について、改悛の情があることが明らかである場合又は<u>当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因</u>となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、<u>当該外務員の職務禁止措置</u>を解除することが適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより、<u>当該外務員の職務禁止措置</u>の解除を申請することができる。</p> <p>1 <u>外務員の職務禁止措置</u>の解除の申請を行おうとする協会員の商号又は名称</p> <p>2 解除の申請に係る<u>外務員の職務禁止措置者</u>についての次に掲げる事項</p> <p>イ （ 現行どおり ）</p> <p>ロ <u>外務員の職務禁止措置</u>の決定の内容及び年月日</p> <p>ハ・ニ （ 現行どおり ）</p>	<p><b>（外務員資格処分の解除の申請）</b></p> <p><b>第29条の4</b> 協会員は、<u>外務員資格処分者</u>について、改悛の情があることが明らかである場合又は<u>当該外務員資格処分者に係る外務員資格処分を行う原因</u>となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、<u>当該外務員資格処分</u>を解除することが適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより、<u>当該外務員資格処分</u>の解除を申請することができる。</p> <p>1 <u>外務員資格処分</u>の解除の申請を行おうとする協会員の商号又は名称</p> <p>2 解除の申請に係る<u>外務員資格処分者</u>についての次に掲げる事項</p> <p>イ （ 省 略 ）</p> <p>ロ <u>外務員資格処分</u>の決定の内容及び年月日</p> <p>ハ・ニ （ 省 略 ）</p>
<p><b>（外務員の職務禁止措置の解除の審査及び通知）</b></p> <p><b>第29条の5</b> 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、決定により、その申請に係る者について<u>外務員の職務禁止措置</u>を解除することができる。</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 本協会は、第1項の規定により<u>外務員の職務禁</u></p>	<p><b>（外務員資格処分の解除の審査及び通知）</b></p> <p><b>第29条の5</b> 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、決定により、その申請に係る者について<u>外務員資格処分</u>を解除することができる。</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>3 本協会は、第1項の規定により<u>外務員資格処分</u></p>

改正案	現行
<p>止措置を解除したときは、<u>外務員の職務禁止措置者名簿</u>につき、その者に関する記載を抹消する。</p>	<p>を解除したときは、<u>外務員資格処分者名簿</u>につき、その者に関する記載を抹消する。</p>
<p><b>(複数の協会員が委託を行う場合の取扱い)</b></p>	<p><b>(複数の協会員が委託を行う場合の取扱い)</b></p>
<p><b>第 31 条</b> ( 現行どおり )</p>	<p><b>第 31 条</b> ( 省 略 )</p>
<p><b>2</b> 前項において、一の金融商品仲介業者に<u>協会員</u>が金融商品仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該会員のうちから代表協会員を定めるものとする。</p>	<p><b>2</b> 前項において、一の金融商品仲介業者に<u>会員及び特別会員</u>が金融商品仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該会員のうちから代表協会員を定めるものとする。</p>
<p><b>3</b> 金融商品仲介業者に係る本協会への次の各号に掲げる手続きについては、代表協会員が行うものとする。</p>	<p><b>3</b> 金融商品仲介業者に係る本協会への次の各号に掲げる手続きについては、代表協会員が行うものとする。</p>
<p>1  ( 現行どおり )</p>	<p>1  ( 省 略 )</p>
<p>4</p>	<p>4</p>
<p><u>5 第 23 条に定める外務員の職務停止処分者等の研修への受講手続</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><u>6</u> 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合</p>	<p><u>5</u> 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合</p>
<p><b>4</b> ( 現行どおり )</p>	<p><b>4</b> ( 省 略 )</p>
<p><b>付 則</b></p>	
<p><b>1</b> この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>	
<p><b>2</b> 施行日前にこの改正前の規則第 29 条第 1 項の規定による外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分を受けた者については、なお従前の例による。</p>	
<p><b>3</b> 本協会は、この改正規則施行の日から起算して 5 年を経過するまでの間は、第 15 条第 4 項に規定する協会員に対する回答内容には、当該回答を行う日前 5 年間に於ける次の各号に掲げる処分の有無及びその概要を含めることとする。</p>	
<p>1 施行日前に決定された外務員規則第 6 条第 1 項の規定又はこの規則第 29 条第 1 項による外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分</p>	

改正案	現 行
<p>2 この改正前に決定された内部管理責任者規則第17条第1項又は第18条第1項の規定による営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分</p> <p>4 施行日前に改正前の外務員規則第6条第1項又はこの規則第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者につき改正後のこの規則第29条第2項の規定を適用する場合、当該外務員資格停止処分を受けた者は、その処分に係る決定を受けた日において、改正後の外務員規則第6条第1項又はこの規則第29条第1項の規定により外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者とみなす。</p>	

**「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について（案）**

平成 26 年 1 月 10 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（目 的）</b></p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、外務員の資格、<u>職務</u>、研修制度等及び金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 64 条の 7 第 1 項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務の内容等を定めることにより、外務員の資質の向上及び外務員登録制度の的確かつ円滑な運営を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p><b>（定 義）</b></p> <p><b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1                      〽 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>3</p> <p>4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券（次に掲げるものを除く。）に係る外務員の職務（定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。）及び金商法第 33 条第 2 項第 6 号に<u>規定する</u>行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>イ                      〽 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>へ</p> <p>5 （ 現 行 ど お り ）</p>	<p><b>（目 的）</b></p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、外務員の資格、研修制度等及び金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 64 条の 7 第 1 項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務の内容等を定めることにより、外務員の資質の向上及び外務員登録制度の的確かつ円滑な運営を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p><b>（定 義）</b></p> <p><b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1                      〽 （ 省 略 ）</p> <p>3</p> <p>4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券（次に掲げるものを除く。）に係る外務員の職務（定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。）及び金商法第 33 条第 2 項第 6 号に<u>定める</u>行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>イ                      〽 （ 省 略 ）</p> <p>へ</p> <p>5 （ 省 略 ）</p>

改正案	現行
<p>6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第 33 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号ロ及び第 4 号イに掲げる業務（次に掲げる有価証券及び取引に係る業務を除く。）並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に<u>規定する</u>行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>イ  く （ 現行どおり ）  ホ</p> <p>7 （ 現行どおり ）</p>	<p>6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第 33 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号ロ及び第 4 号イに掲げる業務（次に掲げる有価証券及び取引に係る業務を除く。）並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に<u>定める</u>行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>イ  く （ 省 略 ）  ホ</p> <p>7 （ 省 略 ）</p>
<p><b>（外務員の職務禁止措置）</b></p>	<p><b>（外務員資格の取消し、停止処分）</b></p>
<p><b>第 6 条</b> 本協会は、「協会の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 11 条の規定により審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が、<u>外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、決定により、当該行為時に所属していた協会員に対し当該外務員につき 5 年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置（以下「外務員の職務禁止措置」という。）を講ずる。ただし、本協会がこの規則第 11 条の規定による処分を行う場合又は従業員規則第 12 条第 1 項に基づき不都合行為者として取り扱う場合については、この限りでない。</u></p> <p><b>2</b> 前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 29 条第 1 項の規定により<u>次の各号に掲げる期間の、外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）が、その決定</u></p>	<p><b>第 6 条</b> 本協会は、「協会の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 11 条の規定により<u>協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、その外務員につき第 4 条に規定する外務員資格を取り消す処分（以下「外務員資格取消処分」という。）又は 2 年以内の期間を定めてその外務員資格の効力を停止する処分（以下「外務員資格停止処分」という。）を行う。</u></p> <p><b>2</b> <u>本協会は、前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 29 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その外務員につき外務員資格</u></p>

改正案	現行
<p>を受けた日から5年以内に、当該各号に掲げる場合に該当したときは、前項に規定する外務員の職務禁止措置の期間は5年間とする。</p> <p>1 1月を超える期間 再度1月を超える外務員の職務禁止措置に相当する事由が生じた場合</p> <p>2 1日以上期間 再度外務員の職務禁止措置に係る決定を受け、かつ、当該措置期間中にさらに外務員の職務禁止措置に相当する事由が生じた場合</p> <p>3 本協会は、第1項の規定により外務員の職務禁止措置に係る決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を同項に規定する協会員に通知する。この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者（定款第3条第9号に掲げる金融商品仲介業者をいう。）に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業規則第3条の2に規定する個人金融商品仲介業者をいう。）となっているときは、当該協会員及び当該他の協会員に通知する。</p> <p>4 本協会は、第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員の職務禁止措置者に係る登録申請協会員（この規則第7条第1項第1号に規定する登録の申請を行う協会員をいう。）が前項に規定する通知を受けていない場合には、当該登録申請協会員に対し、教示するものとする。ただし、第6条の5第1項又は金融商品仲介業規則第29条の5第1項の規定により外務員の職務禁止措置を解除された者及び当該外務員の職務禁止措置期間が経過した者は、この限り</p>	<p>取消処分を行う。</p> <p>1 1月を超える期間の外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度その外務員資格の効力の停止期間が1月を超える外務員資格停止処分に相当する事由が生じたとき。</p> <p>2 外務員資格停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度外務員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中にさらに外務員資格停止処分に相当する事由が生じたとき。</p> <p>3 本協会は、前2項の規定により外務員資格処分（外務員資格取消処分及び外務員資格停止処分をいう。以下同じ。）を行ったときは、遅滞なく、その旨を第1項に掲げる協会員に通知する。この場合において、当該外務員が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。）とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業規則第4条第3号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。）となっているときは、当該協会員及び当該他の協会員に通知する。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

改正案	現行
<p>でない。</p> <p><b>5</b> <u>本協会は、第1項の規定による外務員の職務禁止措置を講じようとするときは、同項に規定する協会員に対し当該外務員の職務禁止措置の内容及び根拠となる法令等の条項並びにその原因となる事実を通知し、確認を行う。</u></p> <p><b>6</b> <u>前各項は、外務員でない協会員の役員又は従業員について準用する。この場合において、第1項中「外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「協会員の役員又は従業員（協会員の役員又は従業員であった者を含む。以下この条において同じ。）」と、「外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為」とあるのは「前条及び従業員規則第7条第3項各号に規定する行為、同規則第8条に規定する不適切行為又は金融商品取引業者の役員若しくは従業員として遵守すべき法令等に違反する行為その他著しく不適当な行為」と、「当該外務員につき」とあるのは「当該役員又は従業員につき」と、第3項中「当該外務員が」とあるのは「当該役員又は従業員が」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>
<p><b>(不都合行為者及び外務員の職務禁止措置者の外務員の職務の禁止)</b></p> <p><b>第6条の2</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b> 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者に、その決定を受けた日から5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。</p>	<p><b>(処分者等の外務員の職務の禁止)</b></p> <p><b>第6条の2</b> ( 省 略 )</p> <p><b>2</b> 協会員は、<u>前条第1項若しくは第2項若しくは金融商品仲介業規則第29条第1項若しくは第2項の規定により外務員資格取消処分を受けた者</u> (第6条の5第1項又は金融商品仲介業規則第29条の5第1項の規定により外務員資格処分を解除された者を除く。)又は従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者に、その決定を受けた日か</p>

改正案	現行
<p>3 協会員は、<u>外務員の職務禁止措置者に、当該外務員の職務禁止措置期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><b>(外務員の職務禁止措置者名簿)</b></p> <p><b>第6条の3</b> 本協会は、<u>外務員の職務禁止措置者</u>の名簿（以下「<u>外務員の職務禁止措置者名簿</u>」という。）を備え、<u>当該外務員の職務禁止措置者名簿</u>に<u>外務員の職務禁止措置者</u>の氏名、性別、生年月日、<u>当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因</u>となった行為の内容、<u>当該外務員の職務禁止措置</u>の内容及び<u>当該外務員の職務禁止措置</u>の決定日その他必要と認める事項を記載する。</p> <p><b>(外務員の職務禁止措置の解除の申請)</b></p> <p><b>第6条の4</b> 協会員は、<u>外務員の職務禁止措置者</u>について、改悛の情があることが明らかである場合又は<u>当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因</u>となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、<u>当該外務員の職務禁止措置</u>を解除することが適当と認めるときは、細則に定める事項を記載した書面を提出することにより、<u>当該外務員の職務禁止措置</u>の解除を申請することができる。</p> <p><b>(外務員の職務禁止措置の解除の審査及び通知)</b></p> <p><b>第6条の5</b> 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるとき</p>	<p>ら5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>3 協会員は、<u>前条第1項又は金融商品仲介業規則第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者（第6条の5第1項又は金融商品仲介業規則第29条の5第1項の規定により外務員資格処分を解除された者を除く。）</u>に、<u>その資格の効力の停止期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。</u></p> <p><b>(外務員資格処分者名簿)</b></p> <p><b>第6条の3</b> 本協会は、<u>外務員資格処分を受けた者</u>（以下「<u>外務員資格処分者</u>」という。）の名簿（以下「<u>外務員資格処分者名簿</u>」という。）を備え、<u>当該外務員資格処分者名簿</u>に<u>外務員資格処分者</u>の氏名、性別、生年月日、<u>当該外務員資格処分者に係る外務員資格処分を行う原因</u>となった行為の内容、<u>当該外務員資格処分</u>の内容及び<u>当該外務員資格処分</u>の決定日その他必要と認める事項を記載する。</p> <p><b>(外務員資格処分の解除の申請)</b></p> <p><b>第6条の4</b> 協会員は、<u>外務員資格処分者</u>について、改悛の情があることが明らかである場合又は<u>当該外務員資格処分者に係る外務員資格処分を行う原因</u>となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、<u>当該外務員資格処分</u>を解除することが適当と認めるときは、細則に定める事項を記載した書面を提出することにより、<u>当該外務員資格処分</u>の解除を申請することができる。</p> <p><b>(外務員資格処分の解除の審査及び通知)</b></p> <p><b>第6条の5</b> 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるとき</p>

改正案	現行
<p>は、決定により、その申請に係る者について<u>外務員の職務禁止措置</u>を解除することができる。</p>	<p>は、決定により、その申請に係る者について<u>外務員資格処分</u>を解除することができる。</p>
<p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>2 ( 省 略 )</p>
<p>3 本協会は、第1項の規定により<u>外務員の職務禁止措置</u>を解除したときは、<u>外務員の職務禁止措置者名簿</u>につき、その者に関する記載を抹消する。</p>	<p>3 本協会は、第1項の規定により<u>外務員資格処分</u>を解除したときは、<u>外務員資格処分者名簿</u>につき、その者に関する記載を抹消する。</p>
<p><b>(外務員の登録申請)</b></p>	<p><b>(外務員の登録申請)</b></p>
<p><b>第7条</b> ( 現行どおり )</p>	<p><b>第7条</b> ( 省 略 )</p>
<p>1 ( 現行どおり )</p>	<p>1 ( 省 略 )</p>
<p>2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p>	<p>2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p>
<p>イ・ロ ( 現行どおり )</p>	<p>イ・ロ ( 省 略 )</p>
<p>ハ <u>識別番号</u></p>	<p>ハ <u>外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</u></p>
<p>ニ</p>	<p>ニ</p>
<p>ク ( 現行どおり )</p>	<p>ク ( 省 略 )</p>
<p>ヘ</p>	<p>ヘ</p>
<p>(削 る)</p>	<p><b>2</b> <u>前項第2号ハの「外務員の種類」とは、第2条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員四種外務員」の別をいう。</u></p>
<p><b>2</b> 登録の申請を行う際には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p><b>3</b> 登録の申請を行う際には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。</p>
<p><b>3</b> 協会員は、登録の申請を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則その他関連法令に基づき本協会が定めるところにより電子情報処理組織(本協会の使用に係る電子計算機と登録の申請をする者の</p>	<p><b>4</b> 協会員は、登録の申請を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則その他関連法令に基づき本協会が定めるところにより電子情報処理組織(本協会の使用に係る電子計算機と登録の申請をする者の</p>

改正案	現行
<p>使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法又は書面の提出による方法により行うことができる。</p>	<p>使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法又は書面の提出による方法により行うことができる。</p>
<p><b>(登録及び登録済通知)</b></p>	<p><b>(登録及び登録済通知)</b></p>
<p><b>第 8 条</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b> 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、<u>前条第 3 項</u>に規定する方法により、その旨を登録申請協会員に通知する。</p>	<p><b>第 8 条</b> ( 省 略 )</p> <p><b>2</b> 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、<u>第 7 条第 4 項</u>に規定する方法により、その旨を登録申請協会員に通知する。</p>
<p><b>(登録の拒否)</b></p>	<p><b>(登録の拒否)</b></p>
<p><b>第 9 条</b> 本協会は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類につき虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているとき(第 7 条<u>第 3 項</u>の規定に基づき登録の申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該登録の申請の内容に虚偽があり若しくは重要な事実が欠けているときを含む。)は、その登録を拒否する。</p>	<p><b>第 9 条</b> 本協会は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類につき虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているとき(第 7 条<u>第 4 項</u>の規定に基づき登録の申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該登録の申請の内容に虚偽があり若しくは重要な事実が欠けているときを含む。)は、その登録を拒否する。</p>
<p>1 { ( 現行どおり )</p>	<p>1 { ( 省 略 )</p>
<p>4 <b>2・3</b> ( 現行どおり )</p>	<p>4 <b>2・3</b> ( 省 略 )</p>
<p><b>(登録事項の変更等届出)</b></p>	<p><b>(登録事項の変更等届出)</b></p>
<p><b>第 10 条</b> 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、<u>第 7 条第 3 項</u>に規定する方法により、その旨を本協会に届け出なければならない。</p>	<p><b>第 10 条</b> 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、<u>第 7 条第 4 項</u>に規定する方法により、その旨を本協会に届け出なければならない。</p>
<p>1 { ( 現行どおり ) 3</p>	<p>1 { ( 省 略 ) 3</p>

改正案	現行
<p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>(外務員についての処分内容の公表)</b></p> <p><b>第 12 条</b> 本協会は、前条第 3 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。</p> <p>1 公表対象 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、<u>勧告(外務員に係るものに限る。)</u>を行ったもの</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>(外務員の職務禁止措置者及び処分者に対する研修)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 協会員は、第 6 条第 1 項の規定による<u>外務員の職務禁止措置者</u>又は第 11 条第 1 項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修(以下「指定研修」という。)を受講させなければならない。</p> <p><b>(登録の抹消)</b></p> <p><b>第 14 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 本協会は、前項第 2 号又は第 3 号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、第 7 条第 3 項に規定する方法により、その旨を当該外務員の所属する協会員に通知する。</p> <p><b>(登録手数料の納付)</b></p> <p><b>第 16 条</b> 協会員は、外務員の登録を受けようとするときは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 256 条に<u>規定する</u>登録手数料を本協会に納めなければならない。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>(外務員についての処分内容の公表)</b></p> <p><b>第 12 条</b> 本協会は、前条第 3 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。</p> <p>1 公表対象 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、勧告を行ったもの</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>(処分者に対する研修)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 協会員は、第 6 条第 1 項の規定により<u>外務員資格停止処分を受けた者</u>又は第 11 条第 1 項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修(以下「指定研修」という。)を受講させなければならない。</p> <p><b>(登録の抹消)</b></p> <p><b>第 14 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 本協会は、前項第 2 号又は第 3 号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、第 7 条第 4 項に規定する方法により、その旨を当該外務員の所属する協会員に通知する。</p> <p><b>(登録手数料の納付)</b></p> <p><b>第 16 条</b> 協会員は、外務員の登録を受けようとするときは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 256 条に<u>定める</u>登録手数料を本協会に納めなければならない。</p> <p>2 ( 省 略 )</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p><b>1</b> この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 6 項の規定は、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事故（従業員規則第 9 条に規定する事故をいう。）について適用する。</p> <p><b>2</b> 施行日前に改正前の規則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による外務員資格取消処分若しくは外務員資格停止処分を受けた者については、第 7 条を除き、なお従前の例による。</p> <p><b>3</b> 前項の規定にかかわらず施行日前に改正前の規則第 6 条第 1 項又は金融商品仲介業規則第 29 条第 1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた者につき改正後の規則第 6 条第 2 項の規定を適用する場合、当該外務員資格停止処分を受けた者は、その処分に係る決定を受けた日において、改正後の規則第 6 条第 1 項又は金融商品仲介業規則第 29 条第 1 項の規定により外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者とみなす。</p>	

「**協会員の外務員の資格、登録等に関する規則**」に関する細則の一部改正について（案）

平成 26 年 1 月 10 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（登録原簿の記載事項）</b></p> <p><b>第 3 条</b> 規則第 3 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 ( 現行どおり )</p> <p>2 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ ( 現行どおり )</p> <p>ハ <u>外務員の種類</u>（規則第 2 条に規定する「<u>一種外務員</u>」、「<u>信用取引外務員</u>」、「<u>二種外務員</u>」、「<u>特別会員一種外務員</u>」、「<u>特別会員二種外務員</u>」又は「<u>特別会員四種外務員</u>」の別をいう。）、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>ニ</p> <p>ク ( 現行どおり )</p> <p>ヘ</p> <p><b>（外務員の職務禁止措置の解除の申請に係る記載事項）</b></p> <p><b>第 4 条</b> 規則第 6 条の 4 に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 <u>外務員の職務禁止措置</u>（規則第 6 条第 1 項（同第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する<u>外務員の職務禁止措置</u>をいう。以下同じ。）の解除の申請を行おうとする協会員の商号又は名称</p> <p>2 解除の申請に係る<u>外務員の職務禁止措置者</u>（規則第 6 条第 2 項に規定する<u>外務員の職務禁止措置者</u>をいう。）についての次に掲げる事項</p> <p>イ ( 現行どおり )</p> <p>ロ <u>外務員の職務禁止措置の決定</u>の内容及び</p>	<p><b>（登録原簿の記載事項）</b></p> <p><b>第 3 条</b> 規則第 3 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 ( 省 略 )</p> <p>2 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ ( 省 略 )</p> <p>ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>ニ</p> <p>ク ( 省 略 )</p> <p>ヘ</p> <p><b>（外務員資格処分の解除の申請に係る記載事項）</b></p> <p><b>第 4 条</b> 規則第 6 条の 4 に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 <u>外務員資格処分</u>（規則第 6 条第 3 項に規定する<u>外務員資格処分</u>をいう。以下同じ。）の解除の申請を行おうとする協会員の商号又は名称</p> <p>2 解除の申請に係る<u>外務員資格処分者</u>（規則第 6 条の 3 に規定する<u>外務員資格処分者</u>をいう。）についての次に掲げる事項</p> <p>イ ( 省 略 )</p> <p>ロ <u>外務員資格処分の決定</u>の内容及び年月日</p>

改正案	現 行
年月日 ハ・ニ ( 現行どおり )	ハ・ニ ( 省 略 )
<b>(登録申請等の手続)</b>	<b>(登録申請等の手続)</b>
<b>第 5 条</b> ( 現行どおり )	<b>第 5 条</b> ( 省 略 )
<b>2</b> ( 現行どおり )	<b>2</b> ( 省 略 )
<b>3</b> 規則第 7 条第 2 項に規定する細則で定める書類は、登録の申請に係る外務員が金商法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを登録の申請を行った協会員及び当該外務員が誓約する書面とする。	<b>3</b> 規則第 7 条第 3 項に規定する細則で定める書類は、登録の申請に係る外務員が金商法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを登録の申請を行った協会員及び当該外務員が誓約する書面とする。
<b>4</b> 協会員は、規則第 7 条第 3 項の規定により登録の申請を書面の提出による方法で行う場合には、あらかじめ所定の様式で申し出るものとする。ただし、電子情報処理組織の休止若しくは支障が発生したときにあってはこの限りではない。	<b>4</b> 協会員は、規則第 7 条第 4 項の規定により登録の申請を書面の提出による方法で行う場合には、あらかじめ所定の様式で申し出るものとする。ただし、電子情報処理組織の休止若しくは支障が発生したときにあってはこの限りではない。
<b>5</b> 協会員は、規則第 7 条第 3 項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用する方法で行った場合において、本協会から、第 3 項に規定する書面の原本を提出するよう求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。	<b>5</b> 協会員は、規則第 7 条第 4 項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用する方法で行った場合において、本協会から、第 3 項に規定する書面の原本を提出するよう求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。
<b>6</b> 協会員は、規則第 7 条第 3 項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用して行った場合には、第 3 項に規定する書面の原本を、登録の申請後 5 年間、保存するものとする。	<b>6</b> 協会員は、規則第 7 条第 4 項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用して行った場合には、第 3 項に規定する書面の原本を、登録の申請後 5 年間、保存するものとする。
<b>7</b> ( 現行どおり )	<b>7</b> ( 省 略 )
<b>(電子情報処理組織による登録申請等)</b>	<b>(電子情報処理組織による登録申請等)</b>
<b>第 6 条</b> ( 現行どおり )	<b>第 6 条</b> ( 省 略 )
<b>1</b> ( 現行どおり )	<b>1</b> ( 省 略 )
<b>2</b> 登録の申請を行う場合にあっては、規則第 7 条第 2 項に規定する書面及び書類（以下「添付書類」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項	<b>2</b> 登録の申請を行う場合にあっては、規則第 7 条第 3 項に規定する書面及び書類（以下「添付書類」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項

改正案	現行
<p><b>2</b>            ㄱ ( 現行どおり )</p> <p><b>5</b></p> <p>(審問等の手続)</p> <p><b>第 8 条</b> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p><b>1</b> この改正は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><b>2</b> この改正の施行の日前に改正前の規則第6条第1項又は第2項の規定による外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分を受けた者については、なお従前の例による。</p>	<p><b>2</b>            ㄱ ( 省 略 )</p> <p><b>5</b></p> <p>(審問等の手続)</p> <p><b>第 8 条</b> ( 省 略 )</p>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 1 月 10 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（内部管理統括責任者の資格要件）	（内部管理統括責任者の資格要件）
第 3 条 （ 現 行 ど お り ）	第 3 条 （ 省 略 ）
2	2
3 （ 現 行 ど お り ）	3 （ 省 略 ）
5	5
6 協会員は、 <u>「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第 11 条第 1 項の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括責任者に任命してはならない。</u>	6 協会員は、 <u>次に掲げる処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括責任者に任命してはならない。</u>
（ 削 る ）	1 <u>第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による営業責任者資格取消処分又は内部管理責任者資格取消処分を受けた者（第 22 条第 1 項の規定により当該処分が解除された者を除く。）</u>
（ 削 る ）	2 <u>「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による外務員資格取消処分を受けた者（外務員規則第 6 条の 5 第 1 項の規定により当該外務員資格取消処分が解除された者を除く。）</u>
（ 削 る ）	3 <u>外務員規則第 11 条第 1 項の規定による外務員登録の取消し</u>
（ 削 る ）	4 <u>「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による外務員資格取消処分を受けた者（金融商品仲介業規則第 29 条の 5 第 1 項の規定により当該外務員資格取消処分が解除された者を除く。）</u>
7 協会員は、次に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、 <u>当該措置又は処分期間中は、内部管理統括責任者に任命してはならない。</u>	7 協会員は、次に掲げる <u>処分</u> を受けた者について、 <u>当該処分期間中は、内部管理統括責任者に任命してはならない。</u>
1 第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定によ	1 第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定によ

改正案	現行
<p>る<u>営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置</u>（以下「<u>営業責任者等配置禁止措置</u>」という。）に係る決定を受けた者（以下「<u>営業責任者等配置禁止措置者</u>」という。）</p> <p>2 外務員規則第6条第1項の規定による<u>外務員の職務禁止措置に係る決定</u>を受けた者</p> <p>3 外務員規則第11条第1項の規定による外務員の職務の停止の処分を受けた者</p> <p>4 「<u>金融商品仲介業者に関する規則</u>」（以下「<u>金融商品仲介業規則</u>」という。）第29条第1項の規定による<u>外務員の職務禁止措置に係る決定</u>を受けた者</p>	<p>る<u>営業責任者資格停止処分又は内部管理責任者資格停止処分</u>を受けた者</p> <p>2 外務員規則第6条第1項の規定による<u>外務員資格停止処分</u>を受けた者</p> <p>3 外務員規則第11条第1項の規定による外務員の職務の停止</p> <p>4 <u>金融商品仲介業規則第29条第1項</u>の規定による<u>外務員資格停止処分</u>を受けた者</p>
<p><b>（内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務）</b></p>	<p><b>（内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務）</b></p>
<p><b>第6条</b> （現行どおり）</p>	<p><b>第6条</b> （省略）</p>
<p>2 協会員は、<u>内部管理統括責任者が前項の規定により内部管理統括補助責任者を定めた場合又は内部管理統括補助責任者を定めなくなった場合若しくは報告内容に変更がある場合には、所定の様式による内部管理統括補助責任者報告書を遅滞なく、本協会に提出しなければならない。</u></p>	<p>2 協会員は、前項の規定により内部管理統括補助責任者を定めた場合又は内部管理統括補助責任者を定めなくなった場合若しくは報告内容に変更がある場合には、所定の様式による内部管理統括補助責任者報告書を遅滞なく、本協会に提出しなければならない。</p>
<p>3 （現行どおり）</p>	<p>3 （省略）</p>
<p>7</p> <p>8 <u>内部管理統括責任者は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則第11条第1項の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</u></p>	<p>7</p> <p>8 <u>協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</u></p>
<p>（削る）</p>	<p>9 <u>内部管理統括責任者は、第3条第6項各号に掲げる処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><b>9</b> 内部管理統括責任者は、第3条第7項各号に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p> <p><b>(研修の受講)</b></p> <p><b>第8条</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>3</b> 協会員は、営業責任者、内部管理責任者及び内部管理業務に従事する従業員(内部管理統括補助責任者を除く。)について、本協会の事業年度毎に、前2項に規定する本協会が実施する研修に準じた社内研修を受講させなければならない。</p> <p><b>4</b> 協会員は、<u>営業責任者等配置禁止措置者</u>について、<u>その措置に係る決定後速やかに、第1項及び第2項に規定する研修等</u>の本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p> <p><b>(営業責任者の資格要件)</b></p> <p><b>第11条</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b></p> <p><b>3</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>4</b></p> <p><b>5</b> 協会員は、営業責任者が第17条第1項の規定により<u>営業責任者等配置禁止措置に係る決定</u>を受けたときには、直ちにその後任の営業責任者を任命しなければならない。</p> <p><b>6</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>7</b> 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則第11条第1項の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、営業責任者に</p>	<p><b>10</b> 内部管理統括責任者は、第3条第7項各号に掲げる<u>処分</u>を受けた者について、<u>当該処分期間中</u>は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p> <p><b>(研修の受講)</b></p> <p><b>第8条</b> ( 省 略 )</p> <p><b>2</b> ( 省 略 )</p> <p><b>3</b> 協会員は、営業責任者、内部管理責任者及び内部管理業務に従事する従業員(内部管理統括補助責任者を除く。)について、本協会の事業年度毎に、本協会が実施する<u>内部管理統括補助責任者研修</u>に準じた社内研修を受講させなければならない。</p> <p><b>4</b> 協会員は、<u>第17条第1項又は第18条第1項の規定により営業責任者資格停止処分又は内部管理責任者資格停止処分を受けた者</u>について、速やかに、「<u>内部管理統括補助責任者研修</u>」等の本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p> <p><b>(営業責任者の資格要件)</b></p> <p><b>第11条</b> ( 省 略 )</p> <p><b>2</b></p> <p><b>3</b> ( 省 略 )</p> <p><b>4</b></p> <p><b>5</b> 協会員は、営業責任者が第17条第1項の規定により<u>営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分</u>を受けたときには、直ちにその後任の営業責任者を任命しなければならない。</p> <p><b>6</b> ( 省 略 )</p> <p><b>7</b> 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者について、その決定を受けた日から5年間は、営業責任者に任命してはならない。</p>

改正案	現行
<p>任命してはならない。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p><b>8</b> 協会員は、第3条第7項各号に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、<u>当該措置又は処分期間中は</u>、営業責任者に任命してはならない。</p> <p><b>(内部管理責任者の資格要件)</b></p> <p><b>第14条</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b></p> <p>〽 ( 現行どおり )</p> <p><b>4</b></p> <p><b>5</b> 協会員は、内部管理責任者が第18条第1項の規定により<u>営業責任者等配置禁止措置に係る決定</u>を受けたときには、直ちにその後任の内部管理責任者を任命しなければならない。</p> <p><b>6</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>7</b> 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則第11条第1項の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p><b>8</b> 協会員は、第3条第7項各号に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、<u>当該措置又は処分期間中は</u>、内部管理責任者に任命してはならない。</p>	<p><b>8</b> <u>協会員は、第3条第6項各号に掲げる処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、営業責任者に任命してはならない。</u></p> <p><b>9</b> 協会員は、第3条第7項各号に掲げる処分を受けた者について、<u>当該処分期間中は</u>、営業責任者に任命してはならない。</p> <p><b>(内部管理責任者の資格要件)</b></p> <p><b>第14条</b> ( 省 略 )</p> <p><b>2</b></p> <p>〽 ( 省 略 )</p> <p><b>4</b></p> <p><b>5</b> 協会員は、内部管理責任者が第18条第1項の規定により<u>営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分</u>を受けたときには、直ちにその後任の内部管理責任者を任命しなければならない。</p> <p><b>6</b> ( 省 略 )</p> <p><b>7</b> 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p><b>8</b> <u>協会員は、第3条第6項各号に掲げる処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、内部管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p><b>9</b> 協会員は、第3条第7項各号に掲げる処分を受けた者について、<u>当該処分期間中は</u>、内部管理責任者に任命してはならない。</p>

改正案	現行
<p><b>(営業責任者の配置禁止措置の決定)</b></p> <p><b>第 17 条</b> 本協会は、<u>従業員規則第 10 条第 1 項の規定により協会員から提出された事故顛末報告書若しくは同第 11 条第 4 項に規定する認定資料又は次項の規定により協会員から報告若しくは提出された資料に基づき審査した結果、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、決定により、当該各号に該当したときに所属していた協会員に対し当該営業責任者につき 5 年以内の期間を定めて営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置を講ずる。ただし、本協会が従業員規則第 12 条第 1 項に基づき不都合行為者として取り扱う場合については、この限りでない。</u></p> <p>1・2 ( 現行どおり )</p> <p>2・3 ( 現行どおり )</p> <p>4 本協会は、第 1 項の規定による措置に係る決定を行ったときは、遅滞なく、書面によりその旨を第 1 項に規定する<u>決定の事由</u>が発生した協会員に通知する。この場合において、営業責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする金融商品仲介業者（<u>定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。</u>）に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（<u>金融商品仲介業規則第 3 条の 2 に規定する個人金融商品仲介業者をいう。以下同じ。</u>）となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p> <p><b>(内部管理責任者の配置禁止措置の決定)</b></p> <p><b>第 18 条</b> 本協会は、<u>従業員規則第 10 条第 1 項の規定により協会員から提出された事故顛末報告書若しくは同第 11 条第 4 項に規定する認定資料又は次項の規定により協会員から報告若しくは</u></p>	<p><b>(営業責任者の資格の取消し及び停止処分)</b></p> <p><b>第 17 条</b> 本協会は、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該営業責任者につき<u>営業責任者資格を取り消す処分（以下「営業責任者資格取消処分」という。）及び内部管理責任者資格を取り消す処分（以下「内部管理責任者資格取消処分」という。）又は 2 年以内の期間を定めて営業責任者資格の効力を停止する処分（以下「営業責任者資格停止処分」という。）及び 2 年以内の期間を定めて内部管理責任者資格の効力を停止する処分（以下「内部管理責任者資格停止処分」という。）</u>を行うことができる。</p> <p>1・2 ( 省 略 )</p> <p>2・3 ( 省 略 )</p> <p>4 本協会は、第 1 項の規定により<u>営業責任者資格取消処分及び内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分及び内部管理責任者資格停止処分</u>を行ったときは、遅滞なく、書面によりその旨を第 1 項に規定する<u>処分事由</u>が発生した協会員に通知する。この場合において、営業責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者（<u>金融商品仲介業規則第 4 条第 3 号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。以下同じ。</u>）となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p> <p><b>(内部管理責任者の資格の取消し及び停止処分)</b></p> <p><b>第 18 条</b> 本協会は、内部管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理責任者につき<u>営業責任者資格取消処分及び内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者</u></p>

改正案	現行
<p>提出された資料に基づき審査した結果、内部管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、決定により、当該各号に該当したときに所属していた協会員に対し当該内部管理責任者につき5年以内の期間を定めて営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置を講ずる。ただし、本協会が従業員規則第12条第1項に基づき不都合行為者として取り扱う場合については、この限りでない。</p>	<p><u>資格停止処分及び内部管理責任者資格停止処分を行うことができる。</u></p>
<p>1・2 ( 現行どおり )</p>	<p>1・2 ( 省 略 )</p>
<p>2・3 ( 現行どおり )</p>	<p>2・3 ( 省 略 )</p>
<p>4 本協会は、第1項の規定による措置に係る決定を行ったときは、遅滞なく、書面によりその旨を第1項に規定する決定の事由が発生した協会員に通知する。この場合において、内部管理責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p>	<p>4 本協会は、第1項の規定により営業責任者資格取消処分及び内部管理責任者資格取消処分又は営業責任者資格停止処分及び内部管理責任者資格停止処分を行ったときは、遅滞なく、書面によりその旨を第1項に規定する処分事由が発生した協会員に通知する。この場合において、内部管理責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員にも併せて通知する。</p>
<p><b>(営業責任者等配置禁止措置者名簿)</b></p>	<p><b>(営業責任者等資格処分者名簿)</b></p>
<p>第20条 本協会は、<u>営業責任者等配置禁止措置者の名簿</u>(以下「<u>営業責任者等配置禁止措置者名簿</u>」という。)を備え、<u>当該営業責任者等配置措置者名簿に営業責任者等配置禁止措置者の氏名、性別、生年月日、当該営業責任者等配置禁止措置者に係る営業責任者等配置禁止措置を行う原因となった行為の内容、当該営業責任者等配置禁止措置の内容及び当該営業責任者等配置禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。</u></p>	<p>第20条 本協会は、<u>第17条第1項又は第18条第1項の規定により営業責任者資格取消処分及び営業責任者資格停止処分並びに内部管理責任者資格取消処分及び内部管理責任者資格停止処分</u>(以下「<u>営業責任者等資格処分</u>」という。)を受けた者(以下「<u>営業責任者等資格処分者</u>」という。)の<u>名簿</u>(以下「<u>営業責任者等資格処分者名簿</u>」という。)を備え、<u>当該営業責任者等資格処分者名簿に営業責任者等資格処分者の氏名、性別、生年月日、当該営業責任者等資格処分者に係る営業責任者等資格処分を行う原因となった行為の内容、当該営業責任者等資格処分の内容及び当該営業</u></p>

改正案	現行
<p><b>(営業責任者等配置禁止措置解除申請)</b></p> <p><b>第 21 条</b> 協会員は、<u>営業責任者等配置禁止措置者</u>について、改悛の情があることが明らかである場合又は<u>当該営業責任者等配置禁止措置者に係る営業責任者等配置禁止措置</u>を行う原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、<u>当該営業責任者等配置禁止措置</u>を解除することが適当と認めるときは、所定の様式により、<u>当該営業責任者等配置禁止措置</u>の解除を申請することができる。</p> <p><b>(営業責任者等配置禁止措置の解除の審査及び通知)</b></p> <p><b>第 22 条</b> 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、決定により、その申請に係る者について<u>営業責任者等配置禁止措置</u>を解除することができる。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 本協会は、第 1 項の規定により<u>営業責任者等配置禁止措置</u>を解除したときは、<u>営業責任者等配置禁止措置者名簿</u>につき、その者に関する記載を抹消する。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この改正の施行の日前に改正前の規則第 17 条第 1 項若しくは第 18 条第 1 項の規定による営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分若しくは営業責任者資格停止処分若しくは内部資格管理責任者資格停止処分を受けた者又は改正前の外務員規則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは改正前の金融商品仲介業規則第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による外務員資格取消処分若しくは外務員資格停止処分を受けた者については、なお従前の例による。</p>	<p><u>責任者等資格処分</u>の決定日その他必要と認める事項を記載する。</p> <p><b>(営業責任者等資格処分解除申請)</b></p> <p><b>第 21 条</b> 協会員は、<u>営業責任者等資格処分者</u>について、改悛の情があることが明らかである場合又は<u>当該営業責任者等資格処分者に係る営業責任者等資格処分</u>を行う原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、<u>当該営業責任者等資格処分</u>を解除することが適当と認めるときは、所定の様式により、<u>当該営業責任者等資格処分</u>の解除を申請することができる。</p> <p><b>(営業責任者等資格処分の解除の審査及び通知)</b></p> <p><b>第 22 条</b> 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めるときは、決定により、その申請に係る者について<u>営業責任者等資格処分</u>を解除することができる。</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 本協会は、第 1 項の規定により<u>営業責任者等資格処分</u>を解除したときは、<u>営業責任者等資格処分者名簿</u>につき、その者に関する記載を抹消する。</p>

**「協会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則」の一部改正について（案）**

平成 26 年 1 月 10 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（特別会員の営業責任者の配置の特例）</b></p> <p><b>第 5 条</b> 特別会員は、営業責任者に任命しようとする者（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者を除く。）が、規則第 11 条第 4 項に規定する資格要件を満たしていない場合には、あらかじめ本協会に届け出ることにより、その任命の日から 6 か月に限り、その任命しようとする営業単位の管理職者（同項に規定する資格要件を満たしている者に限る。）を営業責任者に任命することができる。</p> <p><b>2</b> 前項の規定に基づく<u>営業責任者に任命しようとする者が規則第 11 条第 4 項に規定する資格要件を満たした場合には、当該営業責任者に任命しようとする者を当該営業単位の営業責任者として任命し、</u>所定の様式による資格取得報告書を遅滞なく本協会に提出しなければならない。</p> <p align="center"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><b>（特別会員の営業責任者の配置の特例）</b></p> <p><b>第 5 条</b> 特別会員は、営業責任者に任命しようとする者（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者を除く。）が、規則第 11 条第 3 項に規定する資格要件を満たしていない場合には、あらかじめ本協会に届け出ることにより、その任命の日から 6 か月に限り、その任命しようとする営業単位の管理職者（同項に規定する資格要件を満たしている者に限る。）を営業責任者に任命することができる。</p> <p><b>2</b> 前項の規定に基づく<u>営業責任者が規則第 11 条第 3 項に規定する資格要件を満たした場合には、</u>所定の様式による資格取得報告書を遅滞なく本協会に提出しなければならない。</p>